

# 山梨県公報

号外第十六号

平成十四年

三月二十八日

木 曜 日

## 目 次

山梨県男女共同参画推進条例	六
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	九
山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	〇
山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〇
山梨県情報公開条例の一部を改正する条例	一
山梨県職員定数条例の一部を改正する条例	二
山梨県職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例	二
山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例及び山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	二
山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	三
山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	四
山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	五
山梨県立飯田野球場設置及び管理条例	五
山梨県手数料条例の一部を改正する条例	六
山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	八
山梨県災害救助基金管理支出及び補充条例等の一部を改正する条例	三
山梨県県税条例等の一部を改正する条例	三
山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例及び山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	三
山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例	五
山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部を改正する条例	五
山梨県都市公園条例の一部を改正する条例	六
山梨県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例	七
山梨県教育委員会職員等定数条例	七
山梨県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	八

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例	二八
山梨県立科学館設置及び管理条例の一部を改正する条例	二九
山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例	二九
山梨県立婦人労働開発センター設置条例を廃止する条例	二九
山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例を廃止する条例	二九

## 条例のあらまし

### 山梨県男女共同参画推進条例(条例第一号)(青少年女性課女性政策室)

#### 1 目的

この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とすることとした。

#### 2 基本理念として次に掲げる事項について定めることとした。

##### 男女の人権の尊重

社会における制度又は慣行についての配慮

政策等の立案及び決定への共同参画

家庭生活における活動と他の活動の両立

国際的協調

#### 3 県、県民及び事業者の責務について定めることとした。

4 県は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定することとした。

5 県は、男女共同参画の推進に関する基本的施策として次に掲げる事項について定めることとした。

(一) 県民及び事業者の関心と理解を深めるための措置

教育及び学習の促進

男女共同参画推進月間

苦情の処理及び相談への対応

県民等の活動に対する支援

(六) 自営の農林業、商工業等における就業環境の整備の促進

6 何人も、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならないこととした。  
個人への生活の環境を害する性的な言動又は性的な言動に対する個人の対応により

当該個人に不利益を与える行為  
(二) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は過去において配偶者であった者に対する身体的苦痛又は著しい精神的苦痛を与える暴力的行為

7 基本計画に関する事項その他男女共同参画に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議し、又は知事に建議を行うため、山梨県男女共同参画審議会を設置することとした。

8 その他必要な事項を定めることとした。

9 この条例は、公布の日から施行することとした。

**保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第二号）（医務課）**

1 保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴い、次に掲げる関係条例中の用語等の改正を行うこととした。

(一) 山梨県准看護婦試験委員に関する条例

(二) 山梨県職員給与条例

(三) 山梨県看護職員修学資金貸与条例

(四) 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例

(五) 山梨県立看護短期大学部設置及び管理条例

(六) 山梨県手数料条例

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第三号）（林業振興課）**

1 林業基本法の一部改正にかんがみ、山梨県林業構造改善事業促進対策審議会を廃止することとした。

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第四号）（市町村課）**

1 知事の権限に属する事務のうち次に掲げる法律又は条例に基づく事務の一部を市町村が処理することとした。

(一) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

(二) 浄化槽法

(三) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(四) 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例

2 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。ただし、1の(三)については、平成十四年五月三十一日から施行することとした。

**山梨県情報公開条例の一部を改正する条例（条例第五号）（私学文書課）**

1 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の制定にかんがみ、次のとおり所要の改正を行うこととした。

(一) 独立行政法人等の役職員の職及び職務内容に係る情報については、特定の個人を識別することができる情報であっても、公務員と同様に開示することとした。

(二) 法人等に関する情報のうち当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものは不開示とするが、独立行政法人等の情報については、国及び地方公共団体の情報と同様に開示することとした。

(三) (二)に伴い、独立行政法人の情報について、独立行政法人等の内部又は国、独立行政法人等、地方公共団体の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれがあるもの及び独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものは、不開示することとした。

(四) 第三者に関する情報が記録されている行政文書について、実施機関が開示決定等をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができることとしている第三者から国及び地方公共団体と同様に独立行政法人を除くこととした。

2 この条例は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）の施行の日から施行することとした。

**山梨県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第六号）（人事課）**

1 看護大学の教育職員の定数を六十三人から六十六人に引き上げることとした。

2 警察官の定数を千四百七十人から千五百十人に引き上げることとした。

3 公益法人等への派遣職員を、定数外とすることとした。

4 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（条例第七号）（人事課）**

1 地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例及び山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第八号）（用地課）**

1 山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正

(一) 土地収用法第十五条の八の規定により知事が任命する仲裁委員の報酬及び費用弁償について定めることとした。

ア 報酬額 日額 一万三千三百円

イ 費用弁償額 山梨県議会議員の例による。

(二) 収用委員会のおっせん委員の報酬額を「日額一万三千三百円」に、鑑定人の報酬額を「出頭日数一日につき一万三千三百円(鑑定のために特別の技能又は費用を要した場合)にあっては、当該額に収用委員会の意見を聴いて知事が定める額を加算した額」に改めることとした。

2 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正

土地収用法第三十四条の七第一項の審議会その他の合議制の機関として、山梨県土地収用事業認定審議会を設置することとした。

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、土地収用法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三三号)の施行の日から施行することとした。

**山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(条例第九号)(人事課)**

1 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、深夜勤務の制限を請求できる者の要件から「同居の親族」を除くこととし、時間外勤務の制限時間を「年間三百六十時間以内」から「年間百五十時間以内(一月に二十四時間以内)」に引き下げることにした。

2 介護休暇の期間を「連続する三月」から「連続する六月」に改めることとした。

3 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(条例第十号)(義務教育課)**

1 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、深夜勤務の制限を請求できる者の要件から「同居の親族」を除くこととし、時間外勤務の制限時間を「年間三百六十時間以内」から「年間百五十時間以内(一月に二十四時間以内)」に引き下げることにした。

2 介護休暇の期間を「連続する三月」から「連続する六月」に改めることとした。

3 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第十一号)(人事課)**

1 職員が再度の育児休業を取得することができる特別の事情に、育児休業の終了後、配偶者が三月以上の期間子を養育したことを加えることとした。

2 育児休業をすることができない職員に任期付採用職員を追加することとした。

3 任期付採用職員の任期の更新は、あらかじめ当該職員の同意を得ることを規定することとした。

4 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県立飯田野球場設置及び管理条例(条例第十二号)(都市計画課)**

1 陸上競技場及び庭球場を廃止するとともに、野球場について次のとおり定めることとした。

(一) 名称及び位置

ア 名称 山梨県立飯田野球場

イ 位置 甲府市

(二) 使用料

区	分		金額
	練習の場合	試合等の場合	
	午前八時三十分から正午まで	午前八時三十分から午後五時三十分まで	二二〇円
	正午から午後五時三十分まで		三二〇円
		午前八時三十分から午後五時三十分まで	八四〇円

(三) その他所要の規定を定めることとした。

2 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第十三号)(財政課)**

1 小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令等関係

(一) 船籍票交付手数料を廃止することとした。

(二) 次に掲げる手数料を別表第一(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する事務について徴収するもの)から削除し、別表第二(別表第一以外の手数料で県の判断により金額を定めたもの)で規定することとした。

ア 小型船舶検査手数料

イ 船籍票記載事項変更手数料

ウ 船籍票書換え手数料

エ 船籍港変更後の船籍票交付手数料

オ 船籍票再交付手数料

カ 船籍票検認手数料

キ 船籍簿の謄本又は抄本の交付手数料

(三) 小型漁船総トン数測度手数料について、別表二で規定することとし、総トン数五トン未満の小型漁船について、次のとおり手数料を定めることとした。



<p>ア 全部の検査又は上甲板下全部の検査を行う場合</p> <p>(ア) 総トン数三トン以上五トン未満 一万九千円</p> <p>(イ) 総トン数三トン未満 一万四千円</p> <p>イ アに掲げる検査以外の検査を行う場合</p> <p>(ア) 総トン数五トン未満 一万四千円</p> <p>(四) 1の(二)の手数を廃止することとした。</p> <p>2 温泉法</p> <p>温泉成分分析施設登録申請手数料 五万円 を定めることとした。</p> <p>3 建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係</p> <p>(一) 次の手数料を定めることとした。</p> <p>ア 建築物空気調和用ダクト清掃業者登録手数料 三万五千円</p> <p>イ 建築物排水管清掃業者登録手数料 三万五千円</p> <p>ウ 建築物環境衛生総合管理者登録手数料 四万五千円</p> <p>(二) 建築物環境衛生一般管理者登録手数料を廃止することとした。</p> <p>4 1の(一)、2及び3の(一)については平成十四年四月一日から、1の(四)については平成十七年四月二日から、3の(二)については平成二十年四月一日から、それぞれ施行することとした。</p> <p><b>山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例</b>(条例第十四号)(警察本部総務室会計課)</p> <p>1 次に掲げる道路交通法関係の手数を定めることとした。</p> <p>(一) 検査手数料</p> <p>ア 大型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査(以下「検査」という。)</p> <p>二千五百五十円(公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合)あつては、三千六百五十円)</p> <p>イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 四千三百円(公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合)あつては、五千三百円)</p> <p>(二) 經由手数料(免許証の更新に係るもの) 六百円</p> <p>(三) 運転経歴証明書交付手数料(運転経歴証明書の交付に係るもの) 千円</p> <p>(四) 特定任意高齢者講習手数料</p> <p>ア 特定任意高齢者講習手数料(簡易) 千四百円</p> <p>イ 特定任意高齢者講習手数料(通常) 六千五百円</p>	<p>(五) チャレンジ講習手数料 二千七百五十円</p> <p>2 次に掲げる道路交通法関係の手数料について所要の改正を行うこととした。</p> <p>ア 運転免許試験手数料</p> <p>イ 技能検定員審査手数料</p> <p>ウ 教習指導員審査手数料</p> <p>エ 講習手数料</p> <p>3 次に掲げる自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係の手数を定めることとした。</p> <p>(一) 自動車運転代行業認定申請手数料 一万六千円</p> <p>(二) 自動車運転代行業認定証再交付手数料 千九百円</p> <p>(三) 自動車運転代行業認定証書換え手数料 二千円</p> <p>4 この条例は、平成十四年六月一日から施行することとした。ただし、2のイ及びウについては、同年五月一日から施行することとした。</p> <p><b>山梨県災害救助基金管理支出及び補充条例等の一部を改正する条例</b>(条例第十五号)(福祉保健総務課)</p> <p>1 預金保険法の一部改正にかんがみ、次に掲げる条例に繰替運用について規定することとした。</p> <p>(一) 山梨県災害救助基金管理支出及び補充条例</p> <p>(二) 山梨県宝石美術専門学校教育振興基金条例</p> <p>(三) 山梨県緊急地域雇用創出特別基金条例</p> <p>2 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。</p> <p><b>山梨県税条例等の一部を改正する条例</b>(条例第十六号)(税務課)</p> <p>1 個人県民税</p> <p>(一) 所得割の納税義務者が、平成十五年一月一日以後に上場株式等の譲渡をした場合の譲渡所得等に係る税率を二・〇%から一・六%に軽減する特例措置を創設することとした。ただし、平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間に所有期間が一年を超える上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る軽減税率は一・〇%とすることとした。</p> <p>(二) 所得税において源泉分離課税を選択した株式等に係る譲渡所得等を課税の対象としない措置の期限を平成十五年三月三十一日から平成十四年十二月三十一日に改めることとした。</p> <p>2 自動車税</p>
---	---

減税の対象となる一般乗合用バスのバス路線（生活路線）の基準を改正することとした。

3 この条例は、平成十五年一月一日から施行することとした。ただし、1の(二)及び(三)については公布の日から施行し、2については平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例及び山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第十七号）（健康増進課）**

1 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正  
山梨県立精神保健福祉センターに次の業務を加えることとした。

(一) 精神医療審査会の事務  
(二) 通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの  
(三) 使用料に係る規定を廃止することとした。

2 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正  
山梨県精神保健福祉審議会の担任事務から「通院医療に要する費用の負担の申請及び精神障害者保健福祉手帳の申請の審議に関する事務」を除くこととした。

3 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第十八号）（職業能力開発課）**

1 専門課程の授業料及び専門短期課程の受講料を次のとおり改定することとした。

(一) 専門課程の授業料

区分	金額	
	改正後	改正前
学生	年額 二九六、五〇〇円	年額 二六九、七〇〇円
聴講生	一単位につき 三、八〇〇円	一単位につき 三、五〇〇円

(二) 専門短期課程の受講料

訓練課程	単位	金額	
		改正後	改正前
専門短期課程	一訓練科一人につき	二、五〇〇円以上六、四〇〇円以下	二、四〇〇円以上五、七〇〇円以下

2 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第十九号）（職業能力開発課）**

1 山梨県立就業支援センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置することとした。

(一) センターの位置 甲府市  
(二) センターの業務

ア 普通職業訓練で短期間の訓練課程のもの  
イ 就業に関する相談その他の援助  
ウ その他職業能力の開発及び向上に関し必要な業務

2 その他所要の事項を定めることとした。

3 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（都市計画課）**

1 次に掲げる施設を有料公園施設から除くこととした。  
曾根丘陵公園のテニスコート及び野外研修施設  
芸術の森公園の野外研修施設  
笛吹川フルーツ公園の野外研修施設

2 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）（建築指導課）**

1 この条例の適用事業の規模を「〇・三ヘクタール以上一ヘクタール未満」に改めることとした。

2 大規模宅地開発事業（五ヘクタール以上の宅地開発事業）に係る規定を削除することとした。

3 山梨県宅地開発審査会を廃止することとした。

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、公布の日から施行することとした。

**山梨県教育委員会職員等定数条例（条例第二十二号）（教育庁総務課）**

1 次のとおり職員の定数を定めることとした。  
(一) 県教育委員会事務局及び県立学校以外の教育機関の職員 四百三十八人  
(二) 県立学校の職員 二千七百三十三人  
(三) 県費負担教職員 五千六百三十二人

- 2 定数外の職員について定めることとした。
- 3 職員の職員別定数配分等については、県教育委員会が定めることとした。
- 4 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十三号）（教育庁福利給与課）

- 1 この条例の適用対象から市町村立の小学校及び中学校を除くこととした。
- 2 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例**（条例第二十四号）（教育庁高校教育課新しい高校づくり推進室）

- 1 県立須玉商業高等学校の位置を北巨摩郡長坂町に改めることとした。
- 2 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県立科学館設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第二十五号）（教育庁社会教育課）

- 1 定期入館料の利用期間を「六月」から「一年」に延長することとした。
- 2 定期入館料を納付した者が、利用の承認の日から起算して一年以内に観覧する場合における観覧料は、徴収しないものとする事とした。
- 3 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第二十六号）（教育庁スポーツ健康課）

- 1 体育施設の老朽化等にかんがみ、体育施設のうち、テニスコート、バレーコート及びプールを廃止することとした。
- 2 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県立婦人労働開発センター設置条例を廃止する条例**（条例第二十七号）（職業能力開発課）

- 1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正にかんがみ、山梨県立婦人労働開発センターを廃止することとした。
- 2 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例を廃止する条例**（条例第二十八号）（教育庁高校教育課）

- 1 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効に伴い、山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例を廃止することとした。
- 2 所要の経過措置を定めることとした。

**条 例**

- 3 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

山梨県男女共同参画推進条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

**山梨県条例第一号**

山梨県男女共同参画推進条例を次のように定めるものとする。

山梨県男女共同参画推進条例

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条 第十条）
  - 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第十一条 第二十条）
  - 第三章 性別による権利侵害の禁止（第二十一条）
  - 第四章 山梨県男女共同参画審議会（第二十二条・第二十三条）
  - 第五章 雑則（第二十四条）

附則

すべての人は、法の下に平等であり、個人として尊重されなければならない。

山梨県においては、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえ、性差別をなくし、男女平等を実現するための様々な取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが依然として根強く残っている。

また、少子高齢化、情報化、国際化の進展など、社会経済情勢が急速に変化する中で、私たちの山梨を豊かで活力あるものとしていくためには、県民一人ひとりがお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが、緊要な課題となっている。

このような認識に立ち、私たち山梨県民は、ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

**第一条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、



男女共同参画の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

**第三条** 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

**第四条** 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

**第五条** 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第六条** 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第七条** 男女共同参画の推進に関する取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

**第八条** 県は、第三条から前条までに定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者、国及び市町村と連携し、及び協力して前項の施策を実施するものとする。

(県民の責務)

**第九条** 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

**第十条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境の整備その他の男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

**第十一条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号の大綱に基づき実施すべき男女共同参画の推進に関する具体的な施策

三 前二号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ山梨県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の関心と理解を深めるための措置)

**第十二条** 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画についての県民及び事業者の関心

と理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の促進)

**第十三条** 県は、学校、地域、家庭等における教育及び県民の学習の機会において、男女共同参画に関する教育及び学習の促進のために適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

**第十四条** 県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、六月とする。

3 県は、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる県民、事業者等の表彰その他の男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

(苦情の処理及び相談への対応)

**第十五条** 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての県民又は事業者からの苦情の適切な処理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対して、関係機関と協力して適切に対応するよう努めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、山梨県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(県民等の活動に対する支援)

**第十六条** 県は、県民、事業者又は市町村が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自営の農林業、商工業等における就業環境の整備の促進)

**第十七条** 県は、自営の農林業、商工業等において、男女が経営における役割を適正に評価されるときに、男女が自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保するための就業環境の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

**第十八条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

**第十九条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、県民及び事業者に対し、男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

**第二十条** 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を取りまとめ、公表するものとする。

第三章 性別による権利侵害の禁止

**第二十一条** 何人も、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

一 個人の生活の環境を害する性的な言動又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与える行為

二 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は過去において配偶者であった者に対する身体的苦痛又は著しい精神的苦痛を与える暴力的行為

第四章 山梨県男女共同参画審議会

(山梨県男女共同参画審議会)

**第二十二条** 基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議し、又は知事に建議を行うため、山梨県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員十五人以内で組織する。

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。

4 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

8 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

9 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

10 会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

11 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第二十三条** 審議会に、部会を置き、第十五条第三項に規定する事項の調査審議(答申



を除く。)の一部を行わせることができる。

2 部会は、審議会の指名する委員三人をもつて構成する。

第五章 雑則

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であつて、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのもは、この条例の規定により策定された基本計画とみなす。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

山梨県情報公開審査会の委員

を

山梨県男女共同参画審

山梨県情報公開審査会

議会の委員

の委員

に改める。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第二号

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(山梨県准看護婦試験委員に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県准看護婦試験委員に関する条例(昭和二十七年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県准看護婦試験委員に関する条例

第一条中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦試験委員」を「准看護師試験委員」に改め、「の組織、委員」を削る。

第二条中「看護婦」を「看護師」に改める。

(山梨県職員給与条例の一部改正)

第二条 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二八の備考中「保健婦、看護婦、准看護婦」を「保健師、看護師、准看護師」に改める。

(山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部改正)

第三条 山梨県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十七年山梨県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に、「看護婦又は看護士」を「看護師」に改める。

第二条第一項第一号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦養成所」を「保健師養成所」に改め、同項第二号中「助産婦養成所」を「助産師養成所」に改め、同項第三号中「看護婦養成所」を「看護師養成所」に改め、同項第四号中「准看護婦養成所」を「准看護師養成所」に改め、同項第五号中「看護婦又は看護士」を「看護師」に改める。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第四条 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「山梨県准看護婦試験委員」を「山梨県准看護師試験委員」に改める。

(山梨県立看護大学短期大学部設置及び管理条例の一部改正)

第五条 山梨県立看護大学短期大学部設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「看護婦及び看護士」を「看護師」に改める。

(山梨県手数料条例の一部改正)

第六条 山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十一の項及び十二の項を次のように改める。

十一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定に基づく准看護師試験の実施	准看護師試験手数料	六千九百円
十二 保健師助産師看護師法第十八条及び第二十八条の規定に基づく准看護師試験合格証明書の交付	准看護師試験合格証明書交付手数料	三千円

別表第二の十八の項から二十の項までを次のように改める。

十八 保健師助産師看護師法第八十条の規定に基づく准看護師の免許	准看護師免許手数料	五千六百円
十九 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第六条第二項の規定に基づく准看護師免許証の書換え交付	准看護師免許証書換え交付手数料	三千四百円
二十 保健師助産師看護師法施行令第七条第二項の規定に基づく准看護師免許証の再交付	准看護師免許証再交付手数料	四千百円

別表第二の二十一の項から二十五の項までの規定中、保健師助産師看護師法施行令を「保健師助産師看護師法施行令」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第三号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中 「山梨県卸売市場審議会」を「山梨県卸売市場審議会」

会」に改める。

別表第一一号の表山梨県林業構造改善事業促進対策審議会の項を削る。

附則

（施行期日）

- この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- （附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）  
附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

山梨県林業構造改善事業促進対策審議会の委員	を	山梨県長
山梨県長期計画審議会の委員		

期計画審議会の委員

に改める。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第四号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第十五項の次に次の一項を加える。

十五の二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律

第三百三十四号。以下この項において「法」という。）、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項において「改正法」という。）、第七条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号。以下この項において「省令」という。）及び福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（昭和六十年厚生省令第四十九号）による改正前の省令（以下この項において「旧省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第十九条（法第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び改正法附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十九条の規定による認定の請求の受理

□ 法第三十五条及び改正法附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第三十五条の規定による届出の受理  
 八 省令第三条第一項（省令第十六条において準用する場合を含む。）及び旧省令第三条第一項の規定による認定の通知書の交付  
 二 省令第三条第二項（省令第十六条において準用する場合を含む。）及び旧省令第三条第二項の規定による支給しない旨の通知書の交付  
 ホ 省令第四条（省令第十六条において準用する場合を含む。）及び旧省令第四条の規定による認定請求の却下の通知書の交付  
 ヘ 省令第六条及び省令第十三条第二項において準用する省令第六条（これらの規定を省令第十六条において準用する場合を含む。）並びに旧省令第六条（旧省令第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による支給停止の通知書の交付  
 ト 省令第十一条及び省令第十三条第二項において準用する省令第十一条（これらの規定を省令第十六条において準用する場合を含む。）並びに旧省令第十一条（旧省令第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失の通知書の交付

第一条の表第二十一項の次に次の一項を加える。

二十一の二 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの  
 イ 法第五条第一項の規定による浄化槽の設置又はその構造若しくは規模の変更の届出の受理  
 □ 法第十条の二の規定による報告書の受理

第一条の表第二十二の二項の次に次の一項を加える。

二十二の三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの  
 イ 法第十条第一項の規定による届出の受理  
 □ 法第十条第二項の規定による変更の届出の受理  
 八 法第十一条の規定による通知の受理

第一条の表第二十八項の次に次の一項を加える。

二十八の二 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例（昭和六十三年条例第二十八号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則（以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの  
 イ 条例第八条第一項及び規則の規定による届出の受理

上九一色 村 下部  
 町 山中  
 湖村 河  
 □ 湖町

□ 条例第九条第一項及び規則の規定による届出済証の交付  
 八 条例第九条第三項及び規則の規定による届出済証の再交付  
 二 条例第十条及び規則の規定による変更の届出の受理  
 ホ 条例第十一条の規定による助言又は指導  
 ヘ 条例第十二条の規定による変更又は廃止の届出の受理  
 ト 条例第十三条第三項及び規則の規定による地位の承継の届出の受理  
 チ 条例第十四条第一項の規定による改善の勧告  
 リ 条例第十六条第一項の規定による立入検査手に係るものに限る。

勝山村  
足和田村

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の表第二十二の二項の次に第二十二の三項を加える改正規定は、平成十四年五月三十日から施行する。  
 2 この条例の施行の際この条例による改正後の第二条の表第二十八の二項の上欄に掲げる事務に係る条例及び規則（以下この項において「条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においてはこの条例による改正後の第二条の表第二十八の二項の下欄に掲げる町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における条例等の適用については、当該町村の長のした処分その他の行為又は当該町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第五号

山梨県情報公開条例の一部を改正する条例

山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号八中「公務員（）」を「公務員等（）」に、「及び地方公務員法」を「（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等を含む。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法」に、「当該公務員」を「当該



公務員等」に改め、同条第二号中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同条第五号及び第六号中「国の機関」の下に「、独立行政法人等」を加え、同号口中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同号口中「又は」を「若しくは」に改め、「経営する企業」の下に「又は独立行政法人等」を加える。

第十六条第一項中「国」の下に「、独立行政法人等」を加える。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県情報公開条例第八条及び第十六条第一項の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

#### 山梨県条例第六号

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例

山梨県職員定数条例（昭和二十八年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「六三人」を「六六人」に、「七六人」を「七九人」に改める。

第六条中「一、四七〇人」を「一、五一〇人」に、「一、七八二人」を「一、八二二人」に改める。

第十条を次のように改める。

(定数外の職員)

第十条 次に掲げる職員は、定数外とする。

一 地方公務員法第二十八条第二項の規定により休職を命ぜられている職員

二 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により許可を受け休職者とされている職員

三 地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受け休職者とされている職員

四 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第

五号）第十七条の規定により傷病休暇の承認を受けている職員であつて結核性疾患のため休暇の期間が引き続き一年を経過したも

五 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十七条の規定により六月以上の無給休暇の承認を受けている職員

六 地方自治法第二百五十二条の第十七第一項の規定により派遣されている職員

七 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十二年山梨県条例第二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員

八 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第一項の規定により派遣されている職員

附則第三項中「千四百八十五人」を「千五百二十五人」に改める。

#### 附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

#### 山梨県条例第七号

山梨県職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の再任用に関する条例（平成十二年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十五条の二第一項第一号」を「第十八条の二第一項第一号」に改める。

#### 附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例及び山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

#### 山梨県条例第八号

山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例及び山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第一条 山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和三十八年山梨県条例第八号）

の一部を次のように改正する。  
 第一条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第七号中「及びあつ旋員」を「あつせん委員及び仲裁委員」に改める。

別表中	あつせん員	あつせん事件一件につき一、三〇〇円以上五、三〇〇円以内	あつせん委員	同
			仲裁委員	同

〇〇円  
 〇〇円  
 〇〇円  
 に、「鑑定事件一件につき一、三〇〇円以上一〇九、〇〇〇円以内」を「

出頭日数一日につき一、三〇〇円（鑑定のために特別の技能又は費用を要した場合にあつては、当該額に収用委員会の意見を聴いて知事が定める額を加算した額）に改める。

（山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正）

第二条 山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。  
 七 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の七第一項の審議会  
 その他の合議制の機関 山梨県土地収用事業認定審議会  
 別表第二第一号の表に次のように加える。

山梨県土地収用事業認定審議会	土地収用法第三十条の七第一項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務	七人以内	学識経験のある者	二年
----------------	--	------	----------	----

附則

（施行期日）

1 この条例は、土地収用法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三三号）の施行の日から施行する。  
 （附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中	山梨県二級建築士選考委員	山梨県二級建築士 山梨県土地収用事
選考委員		
業認定審議会の委員		

に改める。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第九号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「職員」を「職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、に、「当該子の同居の親族」を「もの」に、「ものない職員に限る」を「者に該当する場合における当該職員を除く」に改め、同条第二項中「職員」を「職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、に、「当該子の同居の親族」を「もの」に、「ものない職員に限る」を「者に該当する場合における当該職員を除く」に、「人事委員会規則で定める日から起算して一年を経過する日までの間において三百六十時間（職員が、勤務制限を必要とする期間が一年に満たないため、一年に満たない期間（月を単位とする期間に限る。）について請求した場合にあつては、当該請求に係る期間に応じて人事委員会規則で定める時間）」を「一月について二十四時間、一年について百五十時間」に改め、同条第三項中「前二項中「当該子を養育する」とあるのは、「当該要介護者を介護する」を「第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、人事

委員会規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該要介護者を介護」に改める。

第十五条第二項中「三月」を「六月」に改める。

#### 附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（次項及び附則第四項において「新条例」という。）第八条の二第二項（同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする請求から適用し、同日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお従前の例による。

3 新条例第十五条の規定は、この条例による改正前の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（次項において「旧条例」という。）第十七条の規定により介護休暇の承認を受けた職員でこの条例の施行の日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、新条例第十五条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「平成十四年四月一日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

4 旧条例第十七条の規定により介護休暇の承認を受け、この条例の施行の日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新条例第十五条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天野 建

#### 山梨県条例第十号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「学校職員（）」を「学校職員（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、に、「当該子の同居の親族」を「もの」に、「ものない学校職員に限る」を「者に該当する場合における当該学校職員を除く」に改め、同条第二項中「学校職員（）」を「学校職員（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、に、「当該子の同居の親族」を「もの」に、「ものない学校職員に限る」を「者に該当する場合における当該学校職員を除く」に、「人事委員会規則で定める日から起算して一年を経過する日までの間において三百六十時間（学校職員が、勤務制限を必要とする期間が一年に満たないため、一年に満たない期間（月を単位とする期間に限る。）について請求した場合にあつては、当該請求に係る期間に応じて人事委員会規則で定める時間）」を「一月について二十四時間、一年について百五十時間」に改め、同条第三項中「前二項中「当該子を養育する」とあるのは、「当該要介護者を介護する」を「第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）以下この項において同じ。）において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある学校職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者のある学校職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該要介護者を介護」に改める。

第十六条第二項中「三月」を「六月」に改める。

#### 附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（次項及び附則第四項において「新条例」という。）第九条の二第二項（同条第三項の規定により読



み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする請求から適用し、同日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお従前の例による。

3 新条例第十六条の規定は、この条例による改正前の山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（次項において「旧条例」という。）第十八条の規定により介護休暇の承認を受けた学校職員でこの条例の施行の日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間にある学校職員に限る。）についても適用する。この場合において、新条例第十六条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「平成十四年四月一日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

4 旧条例第十八条の規定により介護休暇の承認を受け、この条例の施行の日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過していない学校職員の介護休暇の期間については、新条例第十六条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

#### 山梨県条例第十一号

山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成四年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

第三条第一号中「ことにより」を、「ことにより」、「に」、「失った」を、「失い、又は第五条第二号に掲げる事由に該当したことにより取り消された」に改め、「係る子」の下に、「若しくは同号に規定する承認に係る子」を加え、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと（この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）。

第五条中「育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこと」を、「次に掲げる事由」に改め、同条に次の各号を加える。

一 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

二 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

（任期付採用職員の任期の更新）

第五条の二 任命権者は、育児休業法第六条第三項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

#### 附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十三号。以下この項において「改正法」という。）の施行の日前に改正法による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定により育児休業をしたことのある職員（改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。）については、改正法による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情には、改正法附則第二条第二項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には、適用しない。

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

#### 山梨県条例第十二号

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例

山梨県営運動場設置及び管理条例（昭和二十三年山梨県条例第三十三号）の全部を改正する。  
（設置）

**第一条** 野球の普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、野球場を設置する。

(名称及び位置)

**第二条** 野球場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立飯田野球場  
位置 甲府市

(利用の許可)

**第三条** 山梨県立飯田野球場(以下「野球場」という。)を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用料)

**第四条** 野球場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の表に定める額の使用料を納付しなければならない。

区 分	金 額	
	練習の場合	試合等の場合
午前八時三十分から正午まで	二一〇円	二一〇円
	正午から午後五時三十分まで	三三〇円
午前八時三十分から午後五時三十分まで	八四〇円	

2 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(休業日)

**第五条** 野球場の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号に掲げる日が四月三十日から五月五日までの日である場合には、休業日としないものとする。

一 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日である場合は、その翌日)

二 十二月二十九日から翌年一月三日まで

三 その他教育委員会が必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、同項の休業日を変更することができる。

(利用の制限)

**第六条** 教育委員会は、利用者が秩序を乱し、又は施設若しくは設備器具を損傷するおそれがあるときその他管理上支障があると認められるときは、利用の許可を取り消し、

又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

(修復費用の負担)

**第七条** 故意又は過失により野球場の施設又は設備器具を損傷し、又は滅失した者は、その修理又は補充に要する費用について、知事の認定する額を負担しなければならない。

(管理の委託)

**第八条** 教育委員会は、野球場の管理を財団法人山梨県体育協会に委託するものとする。

2 前項の規定により委託する事務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 利用の許可に関すること。
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関すること。
- 三 その他管理に関し教育委員会が必要と認める事項

(委任)

**第九条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

**山梨県条例第十三号**

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

**第一条** 山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項から九の項までを次のように改める。

一 削除		
二 削除		
三 削除		
四 削除		
五 削除		
六 削除		
七 削除		







任意高齢者講習」という。)を受けようとする者 特定任意高齢者講習手数料  
 十九 法第百八条の二第二項の規定による講習(加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行うものに限る。)で公安委員会規則で定めるものを受けようとする者 チャレンジ講習手数料  
 第十三条を第十四条とし、第十条から第十二条までを一条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の一条を加える。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料)

第十条 別表第十一の上欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、それぞれ別表の中欄に定める名称の手数料として一件につき同表の下欄に定める額を納付しなければならない。  
 別表第六の四の項を次のように改める。

四 運転免許試験手数料	特定第一種運転免許(普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外)の第一種運転免許をいう。以下同じ。	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	二千五十円
	普通自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	二千五百円

別表第六の四の項の次に次のように加える。

四の二 検査手数料	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	二千五十円
	大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	二千五百円
普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	大型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第百八十九条第二項の規定による検査(以下、「検査」という。)	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	三千三百円(法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し、供する場合は、四千四百円)
		法第九十七條の二第一項第一号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し、供する場合は、三千六百円	四千三百円(公安委員会が提供する自動車を使用し、供する場合は、三千六百円)

あつては、五千三百円

別表第六の五の項中、「行われる試験をその試験を行う者」を「行う試験を公安委員会」に、「二千九百五十円」を、「三千円」に改め、同表八の項を次のように改める。

八 免許証更新 新手数料	免許証の更新（法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。）	二千二百五十円
	免許証の更新（法第百一条の二の二第二項の規定により免許証の更新の申請をする場合）	二千二百五十円

別表第六の八の項の次に次のように加える。

八の二 經由 手数料	六百円
八の三 運転 経歴証明書 交付手数料	千円

別表第六の九の項中、「限定解除審査（法第百十二条第一項第六号の審査をいう。）をその限定解除審査を行う者」を、「公安委員会」に、「二千七百五十円」を、「二千八百円」に改め、同表十一の項を次のように改める。

十一 技能検 定員審査手 数料	特定第一種運転免許に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	一万四千七百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	一万五百円
	大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	二万二千五十円

別表第六の十三の項を次のように改める。

十三 教習係 指導員審査手 数料	特定第一種運転免許に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）	九千八百五十円
------------------------	--	---------

普通自動車免許に係る教習指導員審査	一万二千五百円
大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	一万二千五百五十円

別表第六の十五の項中

法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習

講習一時間に  
千三百五十円

ついて

を

法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間について 千三百五十円
法第百八条の二第一項第八号の二に掲げる講習	講習一時間について 三千四百円

に、

法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	千七百円（当該講習が道路交法施行規 則（昭和十五年總 理府令第六十号）第 三十八条第十号の規 定により行われるも のである場合に於て は、七百元）
法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習	講習一時間について 二千五百円

を

法第百八条の二第一項第十二号講習

法第百八条の二第一項第十一号講習



<p>百八条の二第一項の表の備考1の2に規定する優良運転者に対する講習</p>	<p>法第九十二条の二第一項の表の備考1の3に規定する一般運転者に対する講習</p>	<p>法第九十二条の二第一項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習</p>	<p>法第九十二条の二第一項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習</p>
七百円	千五十円	千七百円(国家公安委員会規則で定める政令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対しては、千五百円)	講習一時間について二千五百円

次に次のように加える。

<p>十八 特定任意高齢者講習(簡易) (加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対して行う講習であつて、公安委員会規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)</p>	<p>特定任意高齢者講習(通常) (特定任意高齢者講習(簡易)以外の特定任意高齢者講習をいう。)</p>	<p>千四百円</p>
<p>十九 チャレ 数 量 講 習 手 料</p>	<p>六千五百円</p>	<p>二千七百五十円</p>

別表第七及び別表第八を次のように改める。  
別表第七(第七条関係)

に改め、同表十七の項の

審査細目	区分	数料の額から減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 普通自動車免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	千四百五十円 三千九百五十円 四千七百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千四百五十円 六千七百五十円
三 法第八十条の二第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 普通自動車免許に係る技能検定員審査	八千二百五十円 二千二百円 千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千二百円 千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千二百円 千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千五十円 二千円
七 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二十六条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	三千三百円
	普通自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二千八百五十円

技能検定員審査手

転代行業の業務の適正化に  
関する法律（平成十三年法  
律第五十七号）第二条第一  
項に規定する自動車運転代  
行業に関する法令について  
の知識

備考

一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査  
細目についての審査のいづれをも免除される者である場合にあつては、一の項  
及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第六の十一の項の下欄に定  
める額から更に特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千五百十  
円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については千九百五十円を、大型自  
動車第一種免許等に係る技能検定員審査については二千五百円を減ずるもの  
とする。

二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の上欄に掲げる審査  
細目についての審査のいづれをも免除される者である場合にあつては、三の項  
及び四の項の下欄に定めるところによるほか、別表第六の十一の項の下欄に定  
める額から更に特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百五十  
円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を減ずるものと  
する。

別表第八（第七条関係）

審査細目	区分	教習指導員審査手 料の額から減ず る額
一 教習指導員として必要な 自動車の運転技能	特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査	千四百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導 員審査	四千円
	大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	四千九百円
二 技能教習に必要な教習の 技能	特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査	千三百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導 員審査	千三百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	二千五十円
三 学科教習に必要な教習の 技能	特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査	千二百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導	千二百五十円

四 法第八十八条の二十八第四  
項に規定する教則の内容と  
なっている事項その他自動  
車の運転に関する知識

五 自動車教習所に関する法  
令についての知識

六 教習指導員として必要な  
教育についての知識

七 道路運送法第二条第三項  
に規定する旅客自動車運送  
の業務の適正化に関する法  
律第二条第一項に規定する  
自動車運転代行に関する  
法令についての知識

備考

一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査  
細目についての審査のいづれをも免除される者である場合にあつては、一の項  
及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第六の十三の項の下欄に定  
める額から更に特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については千二百円  
を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については九百円を、大型自動車第  
二種免許等に係る教習指導員審査については二千円を減ずるものとする。

二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の上欄に掲げる審査  
細目についての審査のいづれをも免除される者である場合にあつては、四の項  
及び五の項の下欄に定めるところによるほか、別表第六の十三の項の下欄に定  
める額から更に特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については五十円を、  
普通自動車免許に係る教習指導員審査については百円を減ずるものとする。

別表第十の次に次の一表を加える。

別表第十一（第十条関係）

事務	手数料の名称	金額
一 自動車運転代行業務の 適正化に関する法律第四条の 規定に基づく自動車運転代行 業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請 手数料	一万六千円

二 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第五条第五項の規定に基づく認定証の再交付	自動車運転代行業認定証再交付手数料	千九百円
三 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第八条第三項の規定に基づく認定証の書換え	自動車運転代行業認定証書換え手数料	二千百円

**附則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成十四年六月一日から施行する。ただし、別表第六の十一の項及び同表十三の項の改正規定並びに別表第七及び別表第八の改正規定は、同年五月一日から施行する。

**(経過措置)**

2 道路交通法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十一号）附則第二条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、この条例による改正後の山梨県警察関係手数料条例別表第六の十五の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山梨県災害救助基金管理支出及び補充条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

**山梨県条例第十五号**

山梨県災害救助基金管理支出及び補充条例等の一部を改正する条例

（山梨県災害救助基金管理支出及び補充条例の一部改正）

**第一条** 山梨県災害救助基金管理支出及び補充条例（昭和二十四年山梨県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

**第二条** 基金は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）

第四十一条に規定する方法により運用しなければならない。

第四十一条に規定する方法により運用しななければならない。

第二十五条（第二十六条）に改め、同条を第五条とする。

第三十条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「災害救助法（以下法と

二 第三項」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

**第三条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（山梨県立宝石美術専門学校教育振興基金条例の一部改正）

**第二条** 山梨県立宝石美術専門学校教育振興基金条例（昭和五十六年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（繰替運用）

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（山梨県緊急地域雇用創出特別基金条例の一部改正）

**第三条** 山梨県緊急地域雇用創出特別基金条例（平成十三年山梨県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（繰替運用）

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

**附則**

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県条例第十五号

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

**山梨県条例第十六号**

山梨県条例第十六号

（山梨県条例の一部改正）

**第一条** 山梨県条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一百十五條の二第三項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「必要」を「旅客輸送を確保する必要がある」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の六号を加える。

二 二以上の市町村の区域にわたるバス路線であること。

三 全長が十キロメートル以上のバス路線であること。



四 平均乗車密度に一日当たりの運行回数に乗じて得た数値が十五以上百五十以下のバス路線であること。

五 一日当たりの運行回数が三回以上のバス路線であること。

六 甲府市その他規則で定める市町村への旅客輸送を主たる目的とするバス路線であること。

七 旅客輸送に要する費用であつて規則で定めるところにより算出したものに対する当該旅客輸送により得られる収益であつて規則で定めるところにより算出したものの占める割合が二十分の十一以上であるバス路線その他これに準ずるものとして規則で定めるものであること。

附則第十二条の十第一項中、「第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等（以下本条において「株式等に係る譲渡所得等」という。）を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」を、「第三十七条の十第三項に規定する株式等（以下本条において「株式等」という。）の譲渡（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下本条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）」に、「同条第七項第三号」を、「同条第九項第三号」に改め、同条第二項中、「当該株式等に係る譲渡所得等の基因となる株式等の譲渡が」を、「株式等の譲渡が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式（租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する上場等の日（以下本項において「上場等の日」という。）において同条第二項に規定する所有期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で「に」「株式の譲渡」を「証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。」に改める。」に改める。

附則第十二条の十の次に次の一条を加える。

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例）  
第十二条の十の二 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等（以下本項及び次項において「上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下本項及び次項において同じ。）のうち同法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡（次項の規定の適用を受けるものを除く。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、法附則第三十五条の二の第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下本項において「上場株式等

に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の二の二第六項の規定により読み替えられた法附則第三十五条の二第九項第三号の規定により読み替えられた法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・六に相当する額とする。

2 平成十六年度から平成十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合において、当該上場株式等が同条第二項に規定する長期所有上場株式等（以下本項において「長期所有上場株式等」という。）であるときは、当該長期所有上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第一項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち法附則第三十五条の二の二第二項に規定する長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下本項及び第四項において「長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項の規定にかかわらず、長期所有上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の二の二第六項の規定により読み替えられた法附則第三十五条の二第九項第三号の規定により読み替えられた法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一に相当する額とする。

3 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第二十四条の三の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第二十四条の四第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

4 第二項の規定の適用を受ける長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。

（山梨県条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 山梨県条例の一部を改正する条例（平成十一年山梨県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第五項中、「平成十五年三月三十一日」を、「平成十四年十二月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第一条中山梨県条例附則第十二条の十第一項の改正規定(「同条第七項第三号」を「同条第九項第三号」に改める部分に限る。)及び第二条の規定は公布の日から、第一条中山梨県条例附則第十五条の二第三項の改正規定は平成十四年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の山梨県条例(次条において「新条例」という。)附則第十二条の十の二の規定は、所得割の納税義務者が平成十五年一月一日以後に行う租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三十四号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡に係る個人の県民税について適用する。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例第百十五条の二第三項の規定は、平成十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例及び山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第十七号

山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例及び山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例(昭和四十六年山梨県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「第百二十三号」の下に、「。第三条において「法」という。」を加える。

第三条に次の二号を加える。

四 精神医療審査会の事務  
五 法第三十二条第三項及び第四十五条第一項の申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの

第四条の見出しを「(手数料)」に改め、同条中「脳波検査を受け、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「使用料又は」を削る。

第五条中「使用料又は」を削る。  
別表を次のように改める。

別表(第四条関係)

区分	単位	単位当たりの手数料
診断書	一通	一、二六〇円
証明書	一通	三七〇円

(山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表山梨県精神保健福祉審議会の項中「並びに通院医療に要する費用の負担の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の審議」を削る。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県立産業技術短期大学設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第十八号

山梨県立産業技術短期大学設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立産業技術短期大学設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「二六九、七〇〇円」を「二九六、五〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、八〇〇円」に改める。

別表第一第二号の表中「二、四〇〇円以上五、七〇〇円」を「二、五〇〇円以上六、四〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県立職業能力開発学校設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第十九号

山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例（昭和四十七年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「高等技術専門学校」の下に「及び就業支援センター」を加える。  
 第二条の表以外の部分中「高等技術専門学校」の下に「及び就業支援センター」を加え、同条の表に次のように加える。

山梨県立就業支援センター

甲 府 市

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条第一項中「において訓練」を「又はセンターにおいて職業訓練」に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第一項中「入校者」を「入校者等」に改め、「専門学校」の下に「又はセンター」を加え、同条を第七条とする。

第五条の見出しを「（退校又は退所命令）」に改め、同条各号列記以外の部分中「より入校」の下に「又は入所」を加え、「入校者」を「入校者等」に、「の退校」を「又はセンターの退校又は退所」に改め、同条第二号中「専門学校」の下に「又はセンター」を、「入校」の下に「又は入所」を加え、同条を第六条とする。

第四条中「に入校」を「又はセンターに入校又は入所」に改め、「よる入校」の下に「又は入所」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（センターの業務）

第四条 就業支援センター（以下「センター」という。）は、主として次の業務を行う。

- 一 普通職業訓練で短期間の訓練課程のもの
- 二 就業に関する相談その他の援助
- 三 前二号に掲げる業務のほか、職業能力の開発及び向上に関し必要な業務

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県条例第二十号

山梨県知事 天 野 建

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例

山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一山梨県曽根丘陵公園の項中「庭球場、野外研修施設及び」を削り、「並びにこれらの」を「及びその」に改め、同表山梨県芸術の森公園の項中「野外研修施設及び」を削り、「並びにこれらの」を「及びその」に改め、同表山梨県笛吹川フルーツ公園の項中「、野外研修施設」を削り、同表山梨県森林公園金川の森の項中「、研修室及び講習室並びにこれらの」を「及びその」に改める。

別表第二第八号及び第九号を次のように改める。

八 山梨県曽根丘陵公園を利用する場合

施設の名称	利用の区分	泊	
		一人につき	泊
バンガロー	一般及び大学生	一人につき	六〇〇円
	高校生	一人につき	四九〇円
	中学生以下	一人につき	三六〇円

備考 一泊とは、午後一時から翌日の正午までの使用をいう。継続して二泊以上する場合は到着日及び出発日を除く期間中の正午から午後一時までの時間は、一泊の時間に含むものとする。

九 山梨県芸術の森公園を利用する場合

施設の名称	一時間	全日	
		午前九時～午後九時	日
茶室（茶席、和室及び立礼席）	三、六七〇円	三六、七五〇円	
茶室（茶席）	一、六八〇円	一六、八〇〇円	
茶室（和室）	一、二六〇円	一一、六〇〇円	
茶室（立礼席）	一、二六〇円	一一、六〇〇円	

備考 一時間を単位として利用する場合において、利用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。

別表第二第十一号中八を削り、二を八とし、同表第十二号を次のように改める。  
 十二 山梨県森林公園金川の森を利用する場合



施設の名	利用の区分	単位	金額
ターゲットバードゴルフ場	一般及び大学生	一人九ホール	四八〇円
	高校生	一人九ホール	二四〇円
	中学生以下	一人九ホール	一一〇円

備考 利用ホール数に九ホール未満の端数があるときは、その端数を九ホールとする。

附則 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

**山梨県条例第二十一号**

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十八年山梨県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「以上」の下に「一ヘクタール未満」を加え、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第五条から第七条までを次のように改める。

**第五条から第七条まで** 削除

第九条第一項後段を削る。

第十九条から第二十二条までを次のように改める。

**第十九条から第二十二条まで** 削除

別表第一道路の部幅員の項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同表公園、緑地、広場の部を次のように改める。

公園、緑地又は広場	公園、緑地又は広場は、開発区域の中に適正に配置されており、その合計面積は、開発区域全面積の三・〇パーセント以上とすること。
-----------	---

別表第二第一号を次のように改める。

一 第九条第一項の規定による確認

開発区域の面積	手数料の額

〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満	一件につき 一九〇、〇〇〇円
〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満	一件につき 二六〇、〇〇〇円

**附則**

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に工事に着手している宅地開発事業については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる宅地開発事業に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中	山梨県開発審査会の委員	を	山梨県開発審査会の委員
	山梨県宅地開発審査会の委員		

に改める。

山梨県教育委員会職員等定数条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

**山梨県条例第二十二号**

山梨県教育委員会職員等定数条例

山梨県教育委員会職員定数条例（昭和三十年山梨県条例第八号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、県教育委員会の事務局及び県教育委員会の所管に属する県立学校その他の教育機関の職員（第四条において「県教育委員会職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）のうち、一般職の地方公務員である者（教育長及

び臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

**第二条** 職員の定数は、次のとおりとする。

- 一 県教育委員会の事務局及び県立学校以外の教育機関の職員 四三八人
  - 二 県立学校の職員 二、七三三人
  - 三 県費負担教職員 五、六三一人
- (定数外の職員)

**第三条** 次に掲げる職員は、定数外とする。

- 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職を命ぜられている職員
  - 二 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により許可を受け休職者とされている職員
  - 三 地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律二百八十九号）附則第五項において準用する同法第六条第一項ただし書の規定により許可を受け休職者とされている職員
  - 四 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）第十七条又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）第十八条の規定により傷病休暇の承認を受けている職員であつて結核性疾患のため休暇の期間が引き続き一年を経過したもの
  - 五 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十七条又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第十八条の規定により六月以上の無給休暇の承認を受けている職員
  - 六 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七第一項の規定により派遣されている職員
  - 七 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員
  - 八 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第一項の規定により派遣されている職員
  - 九 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条の三第一項の規定により大学院修学休業の許可を受けている職員
- (その他)

**第四条** 県教育委員会職員の職員別定数及び部内配分並びに県費負担教職員の市町村立学校ごとの職員別定数は、県教育委員会が定める。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天野 建

**山梨県条例第二十三号**

山梨県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和五十九年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「山梨県公立学校」を「山梨県立学校」に改める。

第一条中「並びに市町村立の小学校及び中学校」を「の非常勤」に改める。

第二条第一項第三号を削る。

第六条中「並びに市町村立の小学校及び中学校」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、平成十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で同日以後の期間について支給すべきものに適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天野 建

**山梨県条例第二十四号**

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例

山梨県立学校設置条例（昭和三十九年山梨県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「山梨県北巨摩郡須玉町」を「山梨県北巨摩郡長坂町」に改める。

**附則**

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県立科学館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

**山梨県条例第二十五号**

山梨県立科学館設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立科学館設置及び管理条例（平成十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考2中「六月間」を「一年間」に改める。

別表第二備考に次のように加える。

3 定期入館料を納付した者が、第三条第一項の承認の日から起算して一年以内に観覧する場合における観覧料は、徴収しないものとする。

**附則**

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の山梨県立科学館設置及び管理条例第三条第二項の規定により定期入館料を納付した者であつて、この条例の施行の日において同条第一項の承認を受けた日から起算して六月を経過しないものに対するこの条例による改正後の山梨県立科学館設置及び管理条例別表第一備考3の規定の適用については、同表備考3中「一年」とあるのは、「六月」とする。

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県公報号外 第十六号 平成十四年三月二十八日

**山梨県条例第二十六号**

山梨県知事 天 野 建

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例  
山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例（平成七年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号イの表備考1中「運動場、テニスコート、バレーコート及びプール」を「及び運動場」に改め、同表第一号イの表備考6及び7を削る。

**附則**

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県立婦人労働開発センター設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

**山梨県条例第二十七号**

山梨県立婦人労働開発センター設置条例を廃止する条例

山梨県立婦人労働開発センター設置条例（昭和四十七年山梨県条例第六号）は、廃止する。

**附則**

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

**山梨県条例第二十八号**

山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例を廃止する条例

山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例（昭和六十二年山梨県条例第二十三号）は、廃止する。

**附則**

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十四年三月三十一日において高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学



校、短期大学又は大学に在学し、現に奨学資金の貸与を受けている者については、廃止前の山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例（次項において「条例」という。）の規定は、その者が当該学校の課程を修了し、又は退学するまでの間に限り、なおその効力を有する。

3 平成十四年三月三十一日までに貸与された奨学資金及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる条例の規定により貸与された奨学資金については、条例第九条から第十三条までの規定は、これらの奨学資金の返還が終了するまでの間に限り、なおその効力を有する。